



独立保証報告書

2012年8月20日

コスモ石油株式会社
代表取締役社長 森川 桂造 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都新宿区津久戸町1番2号
代表取締役社長 斎藤 和彦

目的及び範囲

当社は、コスモ石油株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したコーポレートレポート2012(以下、「コーポレートレポート」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、コーポレートレポートに記載されている2011年4月1日から2012年3月31日までを対象とした「マーク」の付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。コーポレートレポートの記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断規準

会社は環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポート・ガイドライン2006等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいてコーポレートレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。

保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAIE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてコーポレートレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- コーポレートレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法及び内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した製油所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、コーポレートレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

第三者保証業務を終えて

今回、「事業活動における環境負荷」の開示対象組織を拡大し、コスモ石油ルブリカンツ(株)での製造に伴う環境パフォーマンス指標、コスモ石油ルブリカンツ(株)およびコスモ石油ガス(株)の製品輸送に伴う環境パフォーマンス指標を新たに加えられています。この「事業活動における環境負荷」に「製品販売」という項目を新たに設け、サービスステーションなどでの環境パフォーマンス指標が加えられれば、石油開発から石油製品販売までの一連の事業活動に伴う重要な環境パフォーマンス指標がほぼ網羅的に開示されるようになると思います。なお、新しく開示対象に加えられた組織のデータに関しては、現状、当社における管理方法が他の組織のデータと異なっており、誤りが生じやすい状況にありますので、管理方法を統一することが望まれます。

社会パフォーマンス指標に関しても、現状として開示対象組織がコスモ石油単体に限定されている指標が少なくありませんが、環境パフォーマンス指標と同様、範囲の拡大を検討してはどうかと考えます。また、2013年度からはじまる次期連結中期CSR計画でも、コスモ石油グループ全体としてのCSRマネジメントをより意識した目標設定や施策立案が期待されます。



KPMGあずさサステナビリティ株式会社
赤坂 真一郎